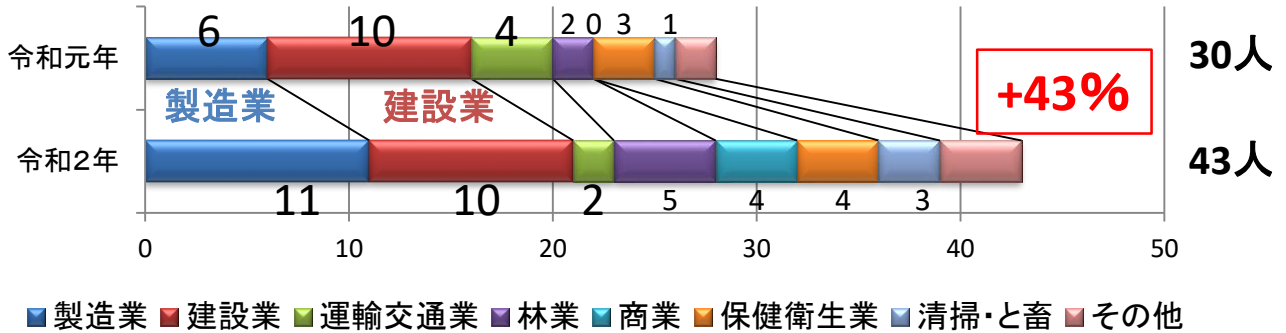


労働災害が大幅に増加しています！！

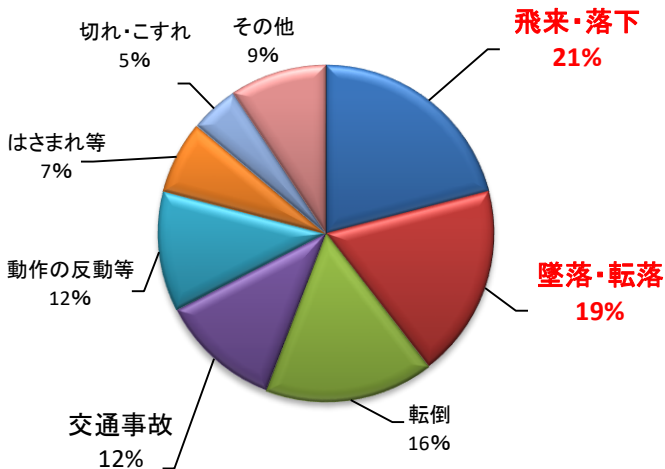
対前年比で死傷者数が **43%** 増加

安全衛生活動の総点検を実施しましょう！

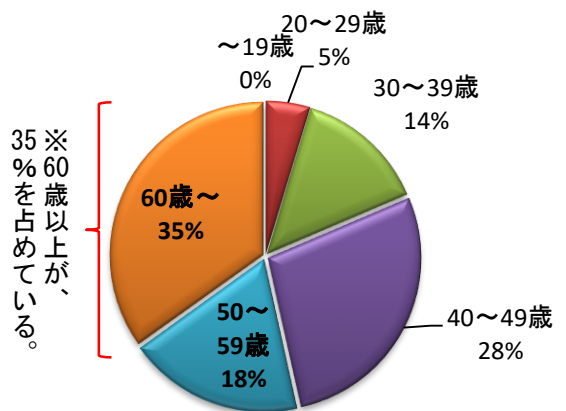
業種別労働災害発生件数（令和2年6月8日速報値）



事故の型別労働災害発生件数（速報値）



年齢別労働災害発生件数（速報値）



阿南労働基準監督署管内の労働災害は、令和2年6月8日速報値において、休業4日以上死傷者数が42人と前年同期に比較して13人（43%）増加しています。

業種別では、製造業、林業、商業、保健衛生業、清掃・と畜で増加しており、特に飛来・落下、墜落・転落災害により死亡災害などの重篤な災害に繋がりがねない労働災害が複数発生しています。

事業者の皆様におかれましては、企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくとともに以下の取り組みを徹底し、労働災害防止対策を実行しましょう。

労働災害防止対策（事業場における実施事項）

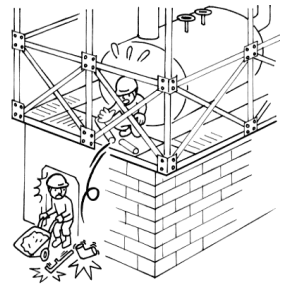
- 作業場の通路等は、つまづき・すべりなどの危険のないよう、安全通路等を確保しましょう。
- 雇入れ時、作業内容変更時には教育の実施、各種教育を確実に行いましょう。
- 毎月1回、次のことを実施しましょう。
 - （1）事業主、安全衛生責任者による職場巡視
 - （2）作業員からのヒヤリ・ハット事例の報告・集約
 - （3）安全衛生委員会等の開催
 - （4）職場ごとの安全ミーティングの開催
- リスクアセスメントを実施し、その結果に基づき所要の対策を講じましょう（経営管理の一環として、適正なマネジメントの実施）。
- 整理整頓の徹底を図りましょう。

（裏面に続く）

飛来・落下災害における労働災害防止対策

☆特に製造業、林業において飛来・落下災害が多く発生しています。

- 上下作業は原則として禁止しましょう。
- 物体が落下する危険のある箇所は、防網などにより立入禁止としましょう。
- 材料等の揚げ下ろしには、つり網・つり袋等を使用しましょう。
- 上方で作業を行っている場合には、下の労働者に保護帽を使用させましょう。



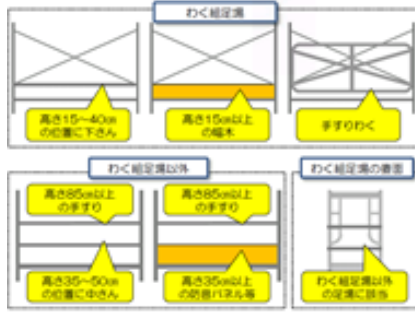
墜落・転落災害における労働災害防止対策

☆特に建設業において、墜落・転落災害が多く発生し、特に仮設物・建築物、はしご等（はしご、脚立）からの墜落が多く発生しています。

- 労働安全衛生規則に基づく足場を設置しましょう。

いずれかの措置が必要です

- ① 「交さ筋交い」＋「下さん」
※高さ15～40cmの位置
- ② 「手すりわく」



両方の措置が必要です

- ① 「手すり」
※高さ85cm以上
- ② 「中さん」
※高さ35～50cmの位置

- はしごが動かないように固定しましょう。
- 墜落制止用器具（安全帯）、保護帽を使用させましょう。



高齢労働者（60歳以上）における労働災害防止対策

☆全産業において、60歳以上の労働者の労働災害が多く発生しています。

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(通称:エイジフレンドリーガイドライン)を事業者及び労働者が一体となって取り組みましょう。

※エイジフレンドリーとは「高齢者の特性を考慮した」を意味する言葉で、WHOや欧米の労働安全衛生機関で使用されています。

- 事業者に求められる取組

高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国や関係団体等による支援も活用して、法令で義務付けられているものに必ず取り組むことに加えて、実施可能な高齢者労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努める。

【具体的な取組】

- (1) 安全衛生管理体制の確立等

経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定するとともに、高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施

- (2) 職場環境の改善

照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入などのハード面の対策とともに、勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高齢労働者の特性を考慮した作業管理などのソフト面の対策も実施

- (3) 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

健康診断や体力チェックにより、事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握

- (4) 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

健康診断や体力チェックにより把握した個々の高齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチングするとともに、集団及び個々の高齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む

- (5) 安全衛生教育

十分な時間をかけ、写真や図、映像等文字以外の情報も活用した教育を実施するとともに、再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する高齢労働者には、特に丁寧な教育訓練を実施

- 労働者に求められる取組

事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。

【具体的な取組】

- ・健康診断等による健康や体力の状況の客観的な把握と維持管理
- ・日常的な運動、食習慣の改善等による体力の維持と生活習慣の改善

